



海老名市立コミュニティセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年 6 月 26 日

海老名市長

内 務



海老名市条例第 22号

海老名市立コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

海老名市立コミュニティセンター条例（昭和61年条例第34号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

海老名市立コミュニティセンター及び海老名市立文化センター条例

第1条中「海老名市立コミュニティセンター」の次に「及び海老名市立文化センター」を加える。

第2条第1項中「コミュニティセンター（以下）」を「海老名市立コミュニティセンター及び海老名市立文化センター（以下これを）」に改め、同条第2項の表に次のように加える。

海老名市立勝瀬文化センター	海老名市勝瀬4番40号
海老名市立国分寺台文化センター	海老名市国分寺台2丁目10番23号

第3条の見出し中「利用」を「使用」に改め、同条中「利用する」を「使用する」に改める。

第4条を削る。

第5条中「別表に掲げるセンター（以下「指定施設」という。）」を「海老名市立門沢橋コミュニティセンター」に改め、同条を第4条とする。

第6条第1号中「指定施設」を「前条の規定により指定管理者に管理を行わせる施設（以下「指定施設」という。）」に改め、同条第2号中「以下」の次に「これらを」を加え、同条を第5条とする。

第7条を第6条とし、第8条から第13条までを1条ずつ繰り上げる。

第14条第3項中「第16条第1項」を「第15条第1項」に改め、同条を第13条とする。

第15条を第14条とし、第16条を第15条とする。

第17条第1項中「指定施設」を「センター」に、「午前9時30分から午後9時

30分まで」を「午前9時から午後9時まで」に改め、同条第2項中「ときは、」の次に「センターの」を加え、同条第3項中「得て、」の次に「指定施設の」を加え、同条を第16条とする。

第18条第1項中「指定施設」を「センター」に改め、同条第2項中「ときは、」及び「臨時に」の次に「センターの」を加え、同条第3項中「得て、」及び「臨時に」の次に「指定施設の」を加え、同条を第17条とする。

第19条の見出し中「制限」を「制限等」に改め、同条中「指定管理者」を「市長」に改め、同条第2号中「施設等」を「センターの施設等」に改め、同条第3号中「指定施設」を「センター」に改め、同条を第18条とする。

第20条の見出し中「利用」を「使用」に改め、同条第1項中「施設等」を「センターの施設等」に、「利用しよう」を「使用しよう」に、「あらかじめ指定管理者」を「規則で定めるところにより、市長」に改め、同条第2項中「指定管理者」を「市長」に、「利用を承認する」を「使用を許可する」に、「指定施設」を「センター」に、「利用の承認」を「使用の許可」に改め、同条を第19条とする。

第21条の見出しを「（使用の不許可）」に改め、同条中「指定管理者」を「市長」に、「利用の承認」を「使用の許可」に改め、同条第3号中「施設等」を「センターの施設等」に改め、同条第5号中「指定施設」を「センター」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

(5) 第3条各号に掲げる使用の範囲を逸脱するとき。

第21条を第20条とする。

第22条の見出し中「利用」を「使用」に改め、同条中「第20条第2項」を「第19条第2項」に、「施設等」を「センターの施設等」に、「利用の承認」を「使用の許可」に、「利用者」を「使用者」に、「承認を」を「許可を」に、「利用の内容」を「使用の内容」に、「指定管理者」を「市長」に改め、同条を第21条とする。

第23条の見出し中「利用の承認」を「使用の許可」に改め、同条第1項中「指定管理者」を「市長」に、「場合」を「とき」に、「利用の承認」を「使用の許可」に、「利用を」を「使用を」に改め、同項第1号中「利用者」を「使用者」に改め、同項

第2号中「利用者」を「使用者」に、「第21条各号」を「第20条各号」に改め、同項第3号中「利用の承認を取り消し、又は利用を中止させ、若しくは変更を命ずることが必要であると認めた」を「規則で定める」に改め、同条第2項中「利用の承認」を「使用の許可」に、「利用者」を「使用者」に、「指定管理者」を「市長」に改め、同条を第22条とする。

第24条の見出し中「利用」を「使用」に改め、同条中「利用者」を「使用者」に、「利用に」を「使用に」に、「承認」を「許可」に、「利用してはならない」を「使用してはならない」に改め、同条を第23条とする。

第25条中「若しくは第16条第1項」を「又は第15条第1項」に、「又は」を「若しくは」に改め、「命じられたときは、」の次に「指定施設の」を加え、同条に次の1項を加える。

2 使用者は、センターの施設等の使用が終了し、又は使用を中止した場合は、速やかに当該施設等を原状に回復しなければならない。

第25条を第24条とする。

第26条中「利用者」を「使用者（指定施設の利用者を含む。）」に改め、「過失により」の次に「センターの」を加え、同条を第25条とする。

第27条第1項中「及び」の次に「センターの」を加え、同条第2項中「指定施設」を「センター」に改め、同条を第26条とし、同条の次に次の1条を加える。

（準用）

第27条 第3条、第18条から第23条まで及び第24条第2項の規定は、第4条の規定により指定管理者が管理を行う場合について準用する。この場合において、これらの規定中「使用」とあるのは「利用」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、「センター」とあるのは「指定施設」と、「許可」とあるのは「承認」と、「使用者」とあるのは「利用者」と、第3条中「使用する」とあるのは「利用する」と、第19条第1項中「使用しよう」とあるのは「利用しよう」と、同条第2項中「許可する」とあるのは「承認する」と、第20条の見出し中「不許可」とあるのは「不承認」と、第23条中「使用してはならない」とあるのは「利用してはな

らない」と読み替えるものとする。

第28条を削る。

第29条中「ほか、」の次に「この条例の施行について」を加え、「市長が別に」を「規則で」に改め、同条を第28条とする。

別表を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。ただし、次項及び第3項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に使用しようとするセンターに係る改正後の海老名市立コミュニティセンター及び海老名市立文化センター条例（以下「新条例」という。）第19条第1項の規定による申請その他の行為は、施行日前においても、新条例の規定の例により行うことができる。
- 3 前項の規定は、新条例第5条第1号に規定する指定施設を施行日以後に利用しようとする者について準用する。この場合において、「使用しようとするセンター」とあるのは「利用しようとする指定施設」と、「第19条第1項」とあるのは「第27条において準用する新条例第19条第1項」と読み替えるものとする。

（海老名市立文化センター条例の廃止）

- 4 海老名市立文化センター条例（平成2年条例第23号）は、廃止する。



海老名市立コミュニティセンター及び海老名市立文化センター条例施行規則をここに公布する。

令和8年 6 月 26 日

海老名市長

内 野



海老名市立コミュニティセンター及び海老名市立文化センター条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、海老名市立コミュニティセンター及び海老名市立文化センター条例（昭和61年条例第34号。以下「条例」という。）の規定に基づき、センターの管理等について必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

（使用の登録）

第3条 センターの施設等を使用しようとする者は、条例第19条第1項の規定による申請（以下「使用の申請」という。）の前に、市長にセンターの使用の登録を申請しなければならない。ただし、市長が認めたときは、この限りでない。

2 市長は、前項本文の規定による登録の申請があったときはその内容を審査し、適当と認めたときはその内容を登録し、当該使用の登録に係る申請をした者に当該登録をしたことを通知する。

3 前項の規定により登録された者（以下「登録者」という。）は、その登録された内容に変更が生じたときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

（使用期間等）

第4条 センターの施設等の使用は、1回の使用につき1日を超えることができない。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

2 1の登録者が同一の月においてセンターの施設等を使用できる回数は、5回までとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

（使用の申請）

第5条 市長は、使用の申請に当たって、センターの施設等を使用しようとする登録者のうち団体については、抽選によりセンターの施設等の使用予定者として決定することができる。

2 使用の申請は、センターの施設等を使用しようとする日から起算して2月前の日の属する月の初日から当該使用しようとする日までにするものとする。ただし、前項の規定により使用予定者として決定を受けた登録者にあつては、市長が別に定めるところによる。

（許可事項の取消し等）

第6条 市長は、条例第22条第1項の規定により、使用の許可を取り消し、若しくは使用を中止させ、停止させ、又は制限した場合は、その旨を使用者に通知する。

2 条例第22条第1項第3号の規則で定めるときは、次に掲げるときとする。

- (1) センターの修理及び改良を行う必要があるとき。
- (2) センターの運用上又は公益上の必要があるとき。
- (3) 災害等の理由により必要があるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたとき。

（施設等の立入り）

第7条 市長は、センターの施設等の管理上特に必要があると認めたときは、その使用されている施設等に立ち入ることができる。

（器具の使用）

第8条 使用者は、センターに備え付けている器具以外の器具を使用しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

（原状回復の点検）

第9条 使用者は、条例第24条第2項の規定によりセンターの施設等を原状に回復したときは、市長の点検を受けなければならない。ただし、市長が認めたときは、この限りでない。

（準用）

第10条 第3条から前条までの規定は、条例第4条の規定により指定管理者が管理を行う場合について準用する。この場合において、これらの規定（前条ただし書を除く。）中「使用」とあるのは「利用」と、「センター」とあるのは「指定施設」と、「使用しよう」とあるのは「利用しよう」と、「市長」とあるのは「指定管理

者」と、「使用予定者」とあるのは「利用予定者」と、「許可」とあるのは「承認」と、「使用者」とあるのは「利用者」と、第3条第1項中「条例第19条第1項」とあるのは「条例第27条において準用する条例第19条第1項」と、第4条の見出し中「使用期間」とあるのは「利用期間」と、第6条の見出し中「許可事項」とあるのは「承認事項」と、第7条中「使用されている」とあるのは「利用されている」と、前条中「条例第24条第2項」とあるのは「条例第27条において準用する条例第24条第2項」と、「受けなければならない。ただし、市長が認めたときは、この限りでない」とあるのは「受けなければならない」と読み替えるものとする。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年10月1日から施行する。ただし、次項及び第3項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 センターの施設等を使用するために必要となる使用の登録、使用の申請、使用の許可その他の行為については、この規則の施行前においても、行うことができる。
- 3 前項の規定は、条例第4条の規定により指定管理者が管理を行う場合について準用する。この場合において、「使用する」とあるのは「利用する」と、「使用」とあるのは「利用」と、「許可」とあるのは「承認」と読み替えるものとする。